

インボイス制度が導入され1か月。
国税庁は10月もQ & Aを改訂しました
ので実務上重要な点をご紹介します。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和5年11月1日
代表社員 石田 洋 祐

● 国税庁 ETCクレジットカードの取扱いを改訂

国税庁は令和5年10月、消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（以下、インボイスQ & A）を改定しました。この改訂は、「お問い合わせの多いご質問」として公表されていた問をQ & Aに取り込んだ形ですが、8月の「今月のお知らせ」で紹介した「ETCクレジットカード」の取り扱いについて、新たな取扱いが公表されました。

・ **高速道路料金は一定の書類を保存することにより、クレジットカード会社から受領する「クレジットカード利用明細」で仕入れ税額控除が可能に**

8月時点ではクレジットカード会社が発行するカード明細はインボイスに該当しないため、別途高速道路会社が運営するホームページ(ETC利用照会サービス)から通行料金確定後に、「利用証明書」をダウンロードし、これを保存しなければなりません。実務的には事務負担が大きく現実的な対応が求められていたところ、今回のQ & A対応となりました。

【Q & Aで公表された対応】 (インボイスQ & A 問103)

高速道路料金について、ETCクレジットカード(高速道路会社が発行するETCコーポレートカード及びETCパーソナルカードを除く。)で精算を行った場合、以下2つの書類を保存することで仕入れ税額控除を行って差し支えない事となりました。

① クレジットカード会社から受領するクレジット利用明細で、**個々の高速道路会社の利用内容が判明するもの**

② 利用した高速道路会社等の**任意の一取引に係る利用証明書** ※

※この利用証明書は毎月取得、保存する必要はなく、1回のみ取得・保存することで差し支えありません。

要件は緩和されましたが、実際に受領するカード明細が保存の要件を満たしているかインボイスQ & Aを確認してご対応ください。

●令和5年分年末調整

今年も早いもので11月、年末調整の時期になりました。今年の年末調整の様式は年度修正等のみとなっており大きな改訂はありません。年の瀬が迫るにつれ慌ただしくなってきます。年末調整書類の収集は11月中に終わらせるようにしましょう。

以 上